

【令和8年度特別児童扶養手当所得状況届に関するお知らせ】こどもまんなか
こども家庭庁
特別児童扶養手当を受給されている方のうち、

**令和7年12月31日時点で
19歳～22歳のお子様を育てている皆様へ**

特定親族特別控除を受けている方は、
課税証明書等(控除額の記載があるもの)
の提出が必要になる場合があります。

令和7年12月31日時点で、下記の条件◆をすべて満たす親族と
生計を同一にしている場合、所得控除を受けられます。

◆年齢**19歳以上22歳以下** ◆合計所得金額が**58万円超123万円以下**

特別児童扶養手当については、**令和8年11月支給分**以降の手当額の
算定から適用されます。控除が適切に反映されないと正しい手
当額が算定できない場合があります。

手続きが必要な場合があります。以下の情報をご確認ください。



■手続きが必要な方

**特定親族特別控除を受けている方で、
令和8年1月1日に住民票が河南町以外の市町村にある場合**

必要な手続き▶所得状況届提出時に**令和8年度課税証明書等**のご提出をお願いします。

※課税証明書等は令和8年1月1日時点で住民票登録がある市町村の役所で取得することができます。なお、取得方法(窓口・郵送・電子申請)や手数料等は市町村によって異なります。詳細は各市町村のホームページ等でご確認をお願いします。

■手続きが不要な方

**特定親族特別控除を受けている方で、
令和8年1月1日に住民票が河南町にある場合**

(河南町で確認を行うため、提出は不要です。)

お問い合わせ先

河南町役場 教・育部 こども1ばん課(1階窓口⑥) 電話 0721-93-2500